

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（令和2年2月14日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

令和2年2月25日

奈良県監査委員 斎 藤 信一郎
同 森 田 康 文

第1 監査の請求

1 請求人

住所 北葛城郡王寺町太子1丁目10番15号

氏名 一村 哲司

住所 奈良市学園北2丁目12番地18-5

氏名 樽谷 佳男

住所 奈良市青山8丁目277番地

氏名 厚井 弘志

2 請求書の提出日

令和元年12月19日

3 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対して、平成28年度から平成30年度までに目的外に支出された政務活動費9,984,348円について、不当利得返還請求権を行使し、議員に返還請求するよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 松本議員について

(ア) 広聴広報費（172,798円）

広聴広報費について、松本議員の広報誌（松本むねひろ 県政報告 VOL. 3）には、同議員の顔写真やカットが掲載されている。記事の内容は県政報

告に係るものであるが、多くの写真やカットの掲載は、自己宣伝の要素が含まれていると見做さざるを得ず、政務活動費の100%充当は適切ではなく、20%程度が違法な充当である。

したがって、該当の広聴広報費863,990円の20%に相当する172,798円が違法な支出である。

(イ) 人件費 (360,000円)

人件費について、按分率を2分の1としているが、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「政規法」という。）に基づく収支報告書（以下「政治資金収支報告書」という。）の支出額は0円となっている。

また、前年は、松本運送の業務を兼務する職員との2人体制であったが、1人体制に変更された。同議員の政務活動事務所が所在している建物内には、松本運送、後援会事務所が同居しており、経理事務を1人で担当の方が合理的と考え変更したものと推察する。

したがって、人件費に充当できる割合は、3分の1程度が相当であり、年間2,160,000円の支出の3分の1に相当する720,000円を、支出済みの1,080,000円から差し引いた360,000円が違法な支出である。

イ 井岡議員について

(ア) 事務所費 (561,000円)

事務所費について、政務活動事務所の賃貸借契約書によると、建物の2階及び3階の一部を政務活動事務所として使用している。したがって、1階部分は後援会事務所であると考えられるが、使用実態が必ずしも明確ではない。不明な点を解明するためには、建物全体の使用状況と、政務活動事務所以外の部分の賃貸契約の内容が明らかにされなくてはならず、監査において精査を求める。

また、井岡議員のホームページに掲載されている「行動日記」からも、政務活動事務所において政務活動以外の活動が行われていることが立証されている。

したがって、事務所費に充当されている月額102,000円の11か月分である1,122,000円の支出の2分の1に相当する561,000円は違法な支出である。

なお、人件費は2分の1の按分率で充当されているが、勤務する建物は同

じであるため、整合性について確認が必要である。

(追加の資料提出による主張)

同議員の政務活動事務所が所在している建物は、賃貸借契約書では3階建てとなっているが、登記上は2階建てとなっている。また、建物の外観写真でも2階建てに見える。さらに、住宅地図によると、この建物には政務活動事務所、後援会事務所の他に少なくとも5つの団体が入居使用している。そうすると、同議員の座る椅子だけを考えても物理的に政務活動専用ということは困難である。同議員はこうした不明な点について説明責任がある。1棟借りの全体の賃借料や、使用の実態を明らかにしなければ、賃借料の妥当性は全く判断できないというべきである。

ウ 藤野議員について

(ア) 事務所費 (442,742円)

事務所費について、藤野議員が発行している広報誌「ふじのレポート」は政務活動事務所の住所から発信されており、広報誌の作成や配布に係る業務に政務活動事務所が関与していると推認できる。そして、当該広報誌には国民民主党に関わる記事がたびたび大きく掲載されている。

また、同議員は、国民民主党奈良県総支部の代表者であるため、政務活動事務所において関連業務が全く行われないということも考えにくい。

したがって、事務所費に政務活動費を100%充当していることは適切ではなく、2分の1按分が相当である。事務所費に充当されている年間900,000円の支出の2分の1に相当する450,000円から、平成31年3月分で選挙期間中に一部使用面積按分をしていた7,258円を差し引いた442,742円は違法な支出である。

(イ) 人件費 (187,500円)

人件費について、同議員は、日給5,000円の職員を雇用し、年間375,000円の支出に政務活動費を100%充当している。事務所費で述べたような点を総合的に判断すると、人件費に政務活動費を100%充当していることは適切ではなく、2分の1按分が相当である。

したがって、人件費に充当されている年間375,000円の支出の2分の1に相当する187,500円は違法な支出である。

エ 森山議員について

(ア) 事務所費 (672,000円)

事務所費について、後援会事務所である森山議員の自宅には、森山の表札があるだけで、後援会事務所の所在を示す看板等の表示がない。また、同議員のホームページに後援会事務所の案内がないことから、自宅を後援会事務所とするのは不合理であり、届出上の事務所というべきである。

したがって、事務所費に充当されている月額112,000円の12か月分である1,344,000円の支出の2分の1に相当する672,000円は違法な支出である。

(イ) 人件費 (750,000円)

人件費について、同議員は、月給100,000円（平成30年4月から12月までは80,000円）の職員1名と、月給40,000円の職員1名を雇用し、総額1,500,000円を支給し、その全額に政務活動費を充当している。事務所費で見たとおり、政務活動事務所は後援会事務所との併用型であることは明らかであるから、政務活動費を100%充当することは適切ではない。

したがって、人件費に充当されている年間1,500,000円の支出の2分の1に相当する750,000円は違法な支出である。

オ 大国議員について

(ア) 事務所費 (280,500円)

事務所費について、後援会事務所である大国議員の自宅には、後援会事務所の所在を示す看板等の表示がない。また、同議員のホームページに後援会事務所の案内がないことから、自宅を後援会事務所とするのは不合理であり、届出上の事務所というべきである。

したがって、事務所費に充当されている月額46,750円の12か月分である561,000円の支出の2分の1に相当する280,500円は違法な支出である。

カ 田尻議員について

(ア) 事務所費 (326,962円)

事務所費について、後援会事務所である田尻議員の自宅には、T A J I R I の表札はあるが、後援会事務所の所在を示す看板等の表示がない。また、

同議員のホームページに後援会事務所の案内がないことから、自宅は届出上の事務所というべきである。

したがって、事務所費に充当されている平成30年4月分から平成31年1月分までの653,925円の支出の2分の1に相当する326,962円は違法な支出である。

(イ) 人件費 (391,850円)

人件費について、事務所費で見たとおり、政務活動事務所は後援会事務所との併用型であるから、人件費も2分の1按分するのが相当である。

したがって、人件費に充当されている平成30年4月分から平成31年1月分までの783,700円の支出の2分の1に相当する391,850円は違法な支出である。

キ 奥山議員について

(ア) 事務所費 (192,500円)

事務所費について、奥山議員の後援会事務所は香芝市今泉で届出されているが、この場所は同議員が理事長を務める介護施設敷地内にある。後援会事務所の看板は設置されているが、普段は無人で連絡先は同議員の配偶者の携帯電話の番号である。また、事務所には事務設備は整備されておらず、イベント等臨時的な使用に限られると推定されるため、香芝市磯壁にある政務活動事務所が後援会事務所としても使用されていることが推認される。

したがって、事務所費に充当されている月額35,000円の11か月分である385,000円の支出の2分の1に相当する192,500円は違法な支出である。

(イ) 人件費 (501,620円)

人件費について、事務所費で見たとおり、政務活動事務所は後援会事務所との併用型であるから、人件費も2分の1按分するのが相当である。

したがって、3名の職員の人件費に充当されている1,003,240円(369,620円、427,320円、206,300円)の支出の2分の1に相当する501,620円は違法な支出である。

ク 岩田議員について

(ア) 事務所費 (600,000円)

事務所費について、岩田議員が政務活動事務所として賃借している建物の

所有者は、自己、同一生計者が経営する法人の(株)真規である。(株)真規は、同議員の配偶者が代表取締役を務める同族会社であり、賃借物件は実質的に同議員の所有物と見做されるから、自己に対する支払と同義であり、政務活動費の充当は認められないというべきである。

名古屋高等裁判所金沢支部（以下「名古屋高裁」という。）の平成25年7月3日の判決では、賃貸契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得るものとして判示している。また、大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）の平成27年7月30日の判決では、A議員がA株式会社（同族会社）に支払った賃料は、実質的にA議員個人の利益であるとして、全額を違法と認定した。こうした考えは、本件政務活動費の手引の定めを優先するものであるから、事務所費の充当は全て認められないというべきである。

したがって、事務所費に充当されている年間600,000円の支出は違法な支出である。

ケ 和田議員について

(ア) 人件費（880,000円）

人件費について、和田議員の政務活動事務所は建物の2階に所在しており、同じ建物の1階に後援会事務所が所在している。ただし、それぞれの事務所の電話番号は同じである。また、1階の後援会事務所は無人となっており、後援会の来客者は、2階の政務活動事務所にインターホンで連絡する仕組みになっている。そして、後援会の来客者の対応は、政務活動事務所の職員が担当することとなっている。

したがって、政務活動費を人件費に充当できる割合について、2分の1按分するのが相当であり、2名の職員の人件費に充当されている月額80,000円の11か月分である1,760,000円の支出の2分の1に相当する880,000円は違法な支出である。

コ 粒谷議員について

(ア) 事務所費（540,000円）

事務所費について、政務活動に係る業務は政務活動事務所（生駒市俵口町内）で行い、後援会活動に係る業務は後援会事務所（粒谷議員の自宅で、同町内）で行うため、人件費の按分率が2分の1であると主張しているが、この設定には無理がある。

政務活動事務所と粒谷議員の自宅である後援会事務所との距離は僅か40mであり、同議員の自宅は写真から推測するに一般的な住宅風で、別途事

事務所スペースを設けている様子は見られない。職員はその都度政務活動事務所と後援会事務所を移動することになるが、この距離で分かれて業務を行う必然性は見当たらないし、事務効率の面から考えて不合理である。

多くの来訪者が予定される後援会事務所に看板がないのは不自然であり、また、駐車スペースもなく、自宅を後援会事務所とする理由は全く見当たらない。平成30年度の後援会収支報告書の収支は0円であることも考慮すると、不明な点が多く、自宅は届出上の住所に過ぎないと推定できる。

したがって、事務所費に充当されている月額108,000円の10か月分である1,080,000円の支出の2分の1に相当する540,000円は違法な支出である。

サ 小泉議員について

(ア) 事務所費（548,626円）

事務所費について、後援会事務所である小泉議員の自宅は、政務活動事務所より1km離れた住宅街にあるが、小泉の表札のみで後援会事務所の所在を示す看板等の表示はない。多くの支援者が集まる後援会事務所に看板がないのは不自然である。また、同議員の政務活動事務所に関しては、市の中心部に所在しており、建物の1階と2階併せて23.57㎡と駐車スペース5台分を契約しているため、広範囲の活動ができる条件が揃っている。よって、あえて自宅を後援会事務所にする合理的な理由はないというべきで、自宅は届出上の住所に過ぎないと推定できる。

したがって、事務所費に充当されている平成30年4月分から12月分までの月額60,324円の9か月分である542,916円及び平成31年1月分から2月分までの月額70,324円の2か月分である140,648円の事務所家賃代と、月額37,608円の11か月分である413,688円の駐車場代を合わせた支出の2分の1に相当する548,626円は違法な支出である。

シ 日本共産党奈良県会議員団について

(ア) 人件費（2,576,250円）

人件費について、日本共産党奈良県会議員団に属する山村幸穂外4名は、職員1名を日本共産党奈良県委員会から出向の形で採用しており、同委員会との間で、政務活動に係る人件費は同議員団が負担し、政党活動に係る人件費は同委員会が負担するという覚書を交わしている。勤務場所は議会共産党会派の事務所で、事務所には事務を担当する県職員が配置されており、業務を分担しているという。

しかし、この覚書について、派遣された職員が従事する業務が政党活動と

政務活動の２区分だけに限定されるのかという疑義がある。本件手引では政務活動費の充当が不適当な経費として、議員活動に係る本会議、委員会、協議会等の活動に関する経費が挙げられている。当該派遣職員がこれらに関連する業務（資料作成等）に従事していると推認するのが自然であり、これらの業務に関わらなかったとするのは不合理というべきである。そのほか、議員の私的な活動、宣伝活動、選挙活動等で補助的な業務が依頼されることも推察されるため、当該派遣職員の業務は政務活動、政党活動にその他の活動を加えて３区分となるべきである。

当該議員の雇用状況報告書によると、平成３０年度は、政務活動に係る時間が９５１時間（６６．６％）で、政党活動に係る時間が３３．４％となっている。平成２９年度は、政務活動に係る時間が９００時間（６４．５％）で、政党活動に係る時間が３４．５％となっている。平成２８年度は、出向契約は交わしていないが、事務局員の政務調査活動報告によると、１０１１．５時間分の給与に政務活動費を充当している。同委員会は、政党活動以外の経費を負担する理由がないため、その他の経費は同議員団の議員が負担すべきものとなる。

政務活動に係る経費とその他の経費（議会活動等）との負担割合を決める１つの資料として、当該派遣職員の政務調査活動報告（ただし、平成２８年度分のみ）がある。それによると、例えば、会計実務、委員会テープ起こし、質問パネル作成、予算提案・検討、議会傍聴等があり、政務活動に係る業務以外の業務も含んでいるというべきである。

したがって、政務活動費を人件費に充当できる割合は、２分の１程度が限度であると想定した。平成３０年度については、時給１,８００円の職員の９５１時間分の賃金である１,７１１,８００円の支出の２分の１に相当する８５５,９００円、平成２９年度については、時給１,８００円の職員の９００時間分の賃金である１,６２０,０００円の支出の２分の１に相当する８１０,０００円、平成２８年度については、時給１,８００円の職員の１０１１．５時間分の賃金である１,８２０,７００円の支出の２分の１に相当する９１０,３５０円はそれぞれ違法な支出である。

４ 請求人から提出された事実証明書

- (１) 議員１２名分の政務活動費に係る収支報告書の写し
- (２) 議員１０名分の領収書等添付用紙の写し
- (３) 井岡議員及び田尻議員の会計帳簿の写し
- (４) 松本議員及び藤野議員の広報紙印刷物の写し

- (5) 松本議員の政治資金収支報告書の写し
- (6) 議員 3 名分の雇用状況報告書、議員 6 名分の事務所状況報告書の写し
- (7) 松本議員の雇用契約書
- (8) 議員 6 名分の政務活動補助業務賃金台帳の写し
- (9) 井岡議員の建物賃貸借契約書、森山議員の貸室賃貸借契約書、大国議員の賃貸契約書及びモータープール駐車契約書の写し
- (10) 井岡議員のホームページの写し
- (11) 議員 N A V I のホームページの写し
- (12) 森山議員、大国議員、田尻議員、粒谷議員及び小泉議員の自宅のGoogleマップストリートビューの写し
- (13) 奥山議員の後援会事務所のGoogleマップストリートビューの写し
- (14) 日本共産党奈良県会議員団の事務局職員の出向に関する覚書の写し
- (15) 日本共産党奈良県会議員団の事務局職員の政務調査活動報告の写し
- (16) 井岡議員の政務活動事務所が所在している建物の全部事項証明書の写し
- (17) 井岡議員の政務活動事務所の住宅地図及びGoogleマップストリートビューの写し

第 2 監査委員の除斥及び辞退

和田恵治監査委員は、監査の対象に関して直接の利害関係を有するため、法第 199 条の 2 の規定により除斥された。また、西川均監査委員は、監査の客観性及び公平性の確保を図る観点から監査を辞退した。

第 3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和 2 年 1 月 20 日、法第 242 条第 6 項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から事前（令和 2 年 1 月 17 日）に追加資料の提出があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、請求人が不適切な支出とする平成28年度から平成30年度までの政務活動費について、知事に違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認められるか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査資料及び監査対象部局の説明等の内容

議会事務局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和2年1月24日に説明を聴取した。

議会事務局から提出された監査資料及び説明等の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費制度の趣旨について

県議会は二元代表制のもと、県民の負託に応え、政策立案機能や監視機能の充実強化を図り、議会に求められる権能を十分に発揮することが求められている。その権能を十分に発揮するためには、会派及び議員が本会議や委員会での質問、質疑、政策論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、また、そのためには、県の事務、地方行財政等の事項について、住民や有識者からの意見聴取や現場視察、又は資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっている。したがって、そのために必要な経費の一部を政務活動費として公費で負担している。

また、調査研究活動の範囲及び政務活動費の用途については、会派及び議員の自主性及び自立性を尊重することが求められており、本県の平成20年度の政務調査費の交付に関する平成24年7月27日の大阪高裁の判決、平成23年度の政務調査費の交付に関する平成27年11月12日の大阪高裁の判決及び平成27年度の政務活動費の交付に関する平成30年12月11日の奈良地方裁判所（以下「奈良地裁」という。）の判決においても同様の内容が判示されている。

(2) 本県の政務活動費に関する制度の概要について

奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成２９年４月１日施行、以下「奈良県条例」という。）第４条第１項及び第５条第１項では、交付額については、会派に対し月額２万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に対し月額２８万円と定めている。

また、政務活動費を充てることができる範囲については、奈良県条例第２条を受けて、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の１０項目を挙げてその内容を定めている（奈良県条例別表第１及び別表第２）。

年度終了後には、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出することとなり（奈良県条例第１０条第１項）、残余がある場合は返還することを定めている（奈良県条例第１１条）。

(3) 政務活動費に関する法、奈良県条例等の改正の経緯について

政務活動費は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大していく中で、地方議会が住民の負託に応え、より積極的に、かつ、効果的に活動を行うことが求められていることを背景として、平成１２年５月に法第１００条の一部改正により政務調査費として法制化されたものである。

奈良県では、平成１２年度までは「奈良県議会各会派政務調査研究費交付金交付要綱」の規定に基づき「政務調査研究費」を会派に交付していたが、法改正により、条例の定めるところにより、会派又は議員に「政務調査費」を交付できることとなり、平成１３年４月に新たに「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を施行した。これらは、平成１２年に全国都道府県議会議長会がとりまとめた、標準旧条例、標準旧規程に準拠している。

また、平成２０年３月に「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を改正し、平成２０年４月から施行するとともに、使途基準をより一層明確化、具体化し、政務調査費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務調査費の手引（運用方針）」を新たに作成した。

さらに、平成２４年９月には法第１００条の一部が改正され、交付目的に従前

の「調査研究」以外に「その他の活動」を加えたうえ「政務活動費」とすること、使途基準を条例において定めること、議長は使途の透明性の確保に努めることが定められた。これに伴い、平成２４年１２月に「奈良県政務活動費の交付に関する条例」「奈良県政務活動費の交付に関する規程」を改正、平成２５年３月に施行し、平成２５年４月に「政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」を「政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成２５年４月）」（以下「旧手引」という。）に改訂した。

その後、平成２８年度に議会改革推進会議の議論を経て、平成２９年３月に「奈良県政務活動費の交付に関する条例」、「奈良県政務活動費の交付に関する規程」（以下「奈良県規程」という。）を改正、平成２９年４月から施行するとともに、使途基準や提出書類等を見直し、より適正な政務活動費の運用を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成２９年４月）」（以下「現行手引」といい、旧手引と合わせて「手引」という。）に改訂した。

現行手引では、具体的な例示等により使途基準の明確化に努める一方、充当の上限を定める経費、使用実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めた。また、現行手引には、政務活動費の充当が不適当な経費として、①議員活動の経費、②政党活動の経費、③選挙活動の経費、④後援会活動の経費、⑤私的経費、⑥その他を明記している。

○ 平成２９年の奈良県条例・奈良県規程の主な改正点

- ・ 議長会派及び議員の責務を定める。
- ・ 議長に提出する収支報告書等の拡大
- ・ チェック体制の強化：議長による勧告・命令の権限の規定、第三者機関の設置、半期のチェック
- ・ 透明性の確保の強化：収支報告書等のインターネット公開
- ・ 辞退届を規定

(4) 手引の主な内容について

ア 政務活動費の充当が不適当な経費の例示

議員活動の経費、政党活動の経費、選挙活動の経費、後援会活動の経費、私

的経費及びその他（会費関係、会議費関係等）の6項目を政務活動費の充当が不適当な経費とし、それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

イ 具体的な使途の例示

政務活動費の具体的な使途の例示について、奈良県条例別表第1及び別表第2に定める経費の項目ごとにその内容を説明し、それぞれ該当する経費や不適当な経費を例示して説明している。

ウ 政務活動費の執行上の原則（実費弁償の原則、按分の原則）

政務活動費は、政務活動に要した費用の実費弁償を原則とし、必要に応じ、使用実態や業務実態で按分すること、按分が困難な場合は、支払額の2分の1を限度に充当できること等を示している（自動車リース代、ガソリン代については、過度な充当とならないよう按分割合を2分の1から6分の1までに細分化している）。

エ 収支報告の提出及び残余额の返還

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の収支報告書を、支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならない。（奈良県条例第10条）

会派又は議員は、交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額について返還しなければならない。（奈良県条例第11条）

また、収支報告書の提出時期について、平成29年4月の手引改訂に伴い、次のとおり提出回数を変更した。

平成25～28年度分	年度分1回
平成29年度分以降	上半期分、年度分の2回 (上半期分は議会事務局でのチェック後、返却)

また、収支報告書の支出額について、平成29年4月の手引改訂に伴い、収入額を超えた支出額とすることはできないと変更した。

(5) 政務活動費の使途に係る議会事務局の確認方法について

奈良県条例第10条により、政務活動費の交付を受けた議員は、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書に支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならないとされている。

議会事務局において収支報告書を一旦受理し、①提出すべき書類に漏れがないか、②計算誤りや記載ミスがないか、③按分率の漏れや誤りがないか、④充當の経費が使途基準に適合しているかを確認している。

収支報告書の内容が手引に定める使途基準に適合しているかについては、会計帳簿や添付されている領収書等で確認を行っている。なお、領収書等で何の経費なのかがわかりにくい場合には、議員に直接内容を確認し、当該領収書の写しを貼り付けた奈良県規程第5条第5項に定める「領収書等添付用紙（第12号様式）」の余白に何の支出かがわかるよう明記を求めている。

平成29年度分からは提出書類の範囲が拡大され、広報誌や事務所契約書、雇用契約書等を確認し、按分割合や使途基準への適合性についてのチェックを更に強化している。

また、使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれる場合は、議員に手引等で充當できない旨を説明し、請求から削除をしてもらっている。なお、手引に例示のない経費に充當されている場合は、過去の判例や他府県議会の手引や運用方針を参考に判断を行っているが、疑義が生じるおそれがある場合は訴訟リスクが高いため、できるだけ充當しないよう説明しているところである。

なお、収支報告書の提出時に、添付書類として活動報告書等の提出が必要となっていることから、充當できないことが明らかなものは、議会事務局から議員に対し、手引等を示して削除を依頼しているが、その例として①事務所費について、議員が3親等以内の親族が所有する物件を賃借した場合の充當不可②人件費について、議員自身又は同一生計者が経営する会社が雇用する職員への充當不可③調査研究費等について、議員が年度を超える年会費の充當不可④議員が提出した領

収書の宛名が後援会のものは充当不可⑤広報紙について発行が後援会名義である場合の充当不可等である。

- (6) 請求人が違法性を主張する平成28年度から平成30年度までの政務活動費の
使途基準適合性についての議会事務局の説明

ア 松本議員

(7) 広聴広報費

松本議員の広報誌の写真やイラスト（カット）は議員の活動状況を視覚的にわかりやすく発信するもので、これらを通じて広く県政に対する県民の意見等の収集把握につながるものである。

同議員の県政報告の内容は、議会活動や地元磯城郡の都市計画変更について県民に広報手段として意見聴取を求めるものであり、政務活動費を100%充当することに問題はない。

【参考】大阪高裁 令和元年11月15日判決

広報広聴費について、控訴人らは、相手方Aの県議会報告2014年4月号にその顔写真や県議会における質問した際の写真が掲載され、この部分の掲載が相手方Aの選挙ポスターないしチラシと類似するものであり、政務活動に当たらないから、政務活動費として10%を超えて支出することは違法であると主張する。

しかし、上記活動報告の内容は、商業施設等の県内誘致を求める内容であり、この内容と相手方Aの写真と相まって、相手方Aの県会議員としての県政に関する活動を示すものである。その内容は選挙用ポスターやチラシに類似するとはいえない。また、上記広報紙が相手方Aの県会議員としての活動内容等を県民に知らせることにより、県政に対する県民の意見等の収集、把握に繋がる情報を発信しようとするもので、広報紙に要した費用を政務活動費として支出したことが違法とはいえない。

(イ) 人件費

同議員が収支報告書に添付して提出している雇用契約書にあるとおり、当

該職員は政務活動に係る補助及び後援会関係事務を担っていることから、現行手引に基づき2分の1按分しており、充実に問題はない。

請求人は、松本宗弘後援会が人件費を支出していないから人件費が支払われていないと主張するが、同議員からは議員個人で負担していると確認している。政治資金収支報告書への記載は、政務活動費充当の際の必要要件とはなっていない。

なお、請求人は、平成29年度は職員が2人体制であったと主張しているが、平成29年度も政務活動事務職員は1人であった。

現行手引では、人件費は事務所が政務活動専用であるか否かを区別せず、政務活動の補助のために雇用した者が他の業務に携わっている場合のみ、政務活動費を按分するように定めているだけである。同じ建物内に松本運送、政務活動事務所、後援会事務所があることは人件費の按分率に何ら影響を及ぼさず、3分の1が限度であるという請求人の主張には根拠がない。

イ 井岡議員

(7) 事務所費

井岡議員の政務活動事務所が所在する建物は3階建てであり、その建物の2階及び3階部分に政務活動事務所がおかれている。1階には、同議員の後援会事務所がおかれており、請求人らが指摘した「行動日記」の政務活動以外の活動は同後援会事務所にて行われている。なお、同議員のホームページには後援会活動に関する内容も掲載されていることから、その内容によりホームページに関する経費の2分の1に政務活動費が按分充当されている。

以上のとおり、政務活動事務所と後援会事務所は各階で明確に区分され、「行動日記」記載の後援会活動は1階の後援会事務所で行われたものであるから、事務所費の100%充実に問題はない。

なお、人件費についても、雇用状況報告書のとおり、政務活動事務と後援会活動事務の2つの職場で働く分に分けて2分の1按分しているものであり問題はない。

(追加の資料提出による請求人の主張についての議会事務局の説明)

同議員の政務活動事務所がある建物は、平成8年の保存登記時は2階建てで登記をしていたが、その後改修を行い、2階上部を屋根裏部屋とし、3階部分として使用している。

建物内の室内の状況は以下のとおりである。

1 階北側は合同会社井岡土地建物で、その会社は井岡議員の後援会事務所も兼ねている。1 階南側の 1 室にやまと政策研究所と Ri Ri Na i l 田原本店が一緒に入室しているが、やまと政策研究所と Ri Ri Na i l は名称は違うが同じ会社である。

建物の 2 階南側は井岡まさのり事務所（政務活動事務所）である。2 階北側は合同会社井岡土地建物で、その一部に（有）宏陽舞台とビジネスシャツ弘温のオフィスコーナーがある。

3 階は井岡まさのり事務所で事務機能としてパソコンのほか県政関連資料等が配置されている。

なお、（有）イオカは建設業（井戸のメンテナンス）の会社であり、1 階入口に郵便受けが設置されている。

建物の使用実態は以上であり、同議員は政務活動事務所について単独の部屋として 2 階南側 38.525 m²、3 階 20.327 m² の計 58.852 m² を賃借しており、何ら問題はない。

ウ 藤野議員

(ア) 事務所費

請求人は、「ふじのレポート」は政務活動事務所の住所から発信しているからレポートの作成及び配布に係る業務に同事務所が関与していると主張しているが、藤野議員からは以下のとおりと確認している。

政務活動に関する部分は政務活動事務所で、政党活動に関する部分は国民民主党奈良県総支部連合会でそれぞれ編集している。発送については、県政の課題等を県民に意見聴取を図るために送付する分は政務活動事務所から、国民民主党員に党の方針等を周知する場合は国民民主党奈良県総支部連合会からそれぞれ送付している。なお、政党活動関連業務の事務は国民民主党奈良県総支部連合会の職員が行っており、政務活動事務所で政党活動業務を行っていることはない。

よって、政務活動事務所において政党活動等に関与することは一切なく、事務所費に政務活動費を 100% 充当することに問題はない。

(イ) 人件費

請求人は、同議員が政務活動事務所において政党活動の業務に関与しているとして、事務所費を 2 分の 1 按分すると同時に人件費も 2 分の 1 按分するのが相当と主張するが、上記のとおり政務活動事務所は政務活動専用であり、

雇用状況報告書においても職員の業務内容は政務活動関連事務処理補助となっており、人件費に政務活動費を100%充当することに問題はない。なお、同議員は、後援会事務所を父親の居宅の敷地内にプレハブを建てて設置している。

エ 森山議員

(ア) 事務所費

森山議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり同議員の自宅におかれており、看板等の設置がないことや公式ホームページに後援会事務所の案内がないことは、後援会事務所で後援会活動が行われず、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認する根拠とはならない。

よって、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

(イ) 人件費

人件費についても、事務所費と同様に、政務活動事務所で後援会活動が行われていたとは認められず、職員は雇用状況報告書のとおり政務調査に関わる補助等、政務活動専任であることから、人件費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

オ 大国議員

(ア) 事務所費

大国議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり同議員の自宅におかれており、看板等の設置がないことや公式ホームページに後援会事務所の案内がないことは、後援会事務所で後援会活動が行われず、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認する根拠とはならない。

よって、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

カ 田尻議員

(ア) 事務所費

田尻議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり同議員の自宅におかれており、看板等の設置がないことや公式ホームペー

ジに後援会事務所の案内がないことは、後援会事務所で後援会活動が行われず、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認する根拠とはならない。

よって、政務活動専用事務所の事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

(イ) 人件費

人件費についても、事務所費と同様に、政務活動事務所で後援会活動が行われていたとは認められず、職員は雇用状況報告書のとおり政務活動補助専任であることから、人件費に政務活動費を100%充当することに問題はない。（ただし、平成31年2月及び3月は政務活動と選挙活動を行ったので2分の1按分をしている。）

キ 奥山議員

(ア) 事務所費

奥山議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり、香芝市今泉におかれている。

同議員の後援会事務所は、約8畳の広さで机や椅子が置かれており、接客応対や簡単な事務作業ができるようになっている。なお、同議員は後援会活動はあまり行っておらず連絡機能を主とした事務所としており、連絡先は同議員の配偶者の携帯電話としている。

請求人は、後援会事務所が普段は無人であり、事務設備が整備されていないから、政務活動事務所において後援会活動が行われているなどと主張するが、その根拠は不明である。

後援会活動とは後援会の存続、発展を目的とする活動であるが、常に活動しているとの誤った認識があるが実態はそうではない。

一般に後援会事務所は連絡所としておかれており、集会等をする場所ではない。請求人は、後援会事務所は活発に活動するものとの誤った認識があるようだが、同議員の後援会事務所も主に連絡機能を重視した事務所である。

同議員の政務活動専用事務所で後援会活動が行われることはなく、事務所費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

(イ) 人件費

人件費についても、事務所費と同様に、政務活動事務所で後援会活動が行われていたとは認められず、職員は雇用状況報告書のとおり政務活動補助専

任であることから、人件費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

ク 岩田議員

(7) 事務所費

現行手引では、政務活動事務所の賃借料について、議員もしくは同一生計者が代表、役員等をつとめる法人の所有物件への充当は認めないとしているが、但し書きで「当該法人が不動産の賃貸を業としている法人」に対しては充当を認めている。これは、法人が不動産の賃貸を業としていれば、通常の業として賃貸を行い法人として賃貸収入を適切に会計処理することから、議員個人と法人の公私混同はないとの判断によるものである。

(株)真規は、登記簿に不動産賃貸業を記載しており、賃貸収入を適切に会計処理していることから、当該事務所費に政務活動費を充当することに問題はない。

また、請求人が引用した判例は、本案件とは事情が違うもので参考とすべきではないが、明らかな誤りがあるのでその点を指摘する。

①名古屋高裁 平成25年7月3日判決

「このような身内との賃貸借契約が望ましくないことは当然であるが、その点の是正は最終的には本件条例及び本件規則等の改正を通じて行われるべきである。」と述べており、同族会社に対する賃借料への充当が違法との判断はしていない。

また、「同事務所の所有者は同議員であること、上記株式会社上善は、不動産の賃貸・管理等を目的として、平成20年に設立された会社であり、同議員の妻が代表取締役を務め、同議員本人も取締役を務めている同族会社であると認められる。」という案件であり、同判決は、政務活動事務所の所有者が議員個人で、賃貸人が法人であったという事案であるところ、本件では、建物所有者及び賃貸人のいずれも(株)真規という法人である。よって、同判決と全く事案を異にする。

②大阪高裁 平成27年7月30日判決

「株式会社浅井の役員が浅井議員とその母、妻子で占められていることか

ら、実質的に賃料を浅井議員個人の利益と認めることが不合理とはいえない。」と述べており、親族以外の取締役が3名おかれている(株)真規とは比較できない。

ケ 和田議員

(ア) 人件費

和田議員の政務活動事務所は建物の2階及び3階にあり1階の後援会事務所とは明確に区分されており、政務活動事務所と後援会事務所の電話番号は別である。また、同議員からは以下のとおりと確認している。

平成30年度中、事務所において、後援会の来客者は2階の政務活動事務所のインターホンで連絡し、政務活動事務所の職員がその対応をしているといった事実はない。また、後援会活動は年2回程度、他の広い会場を借りて集会を開催しているほか、年に数回、1階の後援会事務所で役員会を開催しており、これらの業務は和田恵治後援会の役員が従事している。

よって、請求人が、1階は無人で後援会の来客者は2階の政務活動事務所のインターホンで連絡し、政務活動事務所の職員が対応していると主張する根拠は不明である。

なお、政務活動担当事務職員は、雇用状況報告書から政務活動事務補助専用であることを確認しており、人件費に政務活動費を100%充当することに問題はない。

コ 粒谷議員

(ア) 事務所費

粒谷議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり、同議員の自宅におかれている。政務活動事務所と後援会事務所との距離が近いことや、後援会事務所に看板がないことなどは、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認する根拠とはならない。

また、政治資金収支報告書の支出額が0円であることは、後援会活動の支出がなかったことを表しているだけで、不明な点が多いとの請求人らの主張は失当である。

職員は、雇用契約書のとおり政務活動事務所と後援会事務所の別個の場所で政務活動と後援会活動のそれぞれの業務を担っており、人件費への政務活動費の充当については、賃金の2分の1を充当しているところである。

よって、政務活動事務所の事務所費に政務活動費を100%充当すること

に問題はない。

サ 小泉議員

(7) 事務所費

小泉議員の後援会事務所は、同議員が提出した政治資金収支報告書のとおり自宅におかれており、後援会事務所に看板等がないことや、政務活動事務所に5台分の駐車場を設置していることは、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認する根拠とはならない。

請求人は、後援会事務所には、支援者が多く集まると錯誤しているようだが、奥山議員についての説明でも述べたが一般に後援会事務所は連絡所としておかれており、集会等をする場所ではない。決起集会等をする場合は別途広い会場を借りて、選挙準備等の活動を行っているのが実態である。

よって、同議員の自宅に後援会事務所をおくことはできないという請求人の主張には根拠がなく、政務活動専用事務所の事務所賃料に政務活動費を100%充当することに問題はない。

シ 日本共産党奈良県会議員団（山村議員、今井議員、宮本議員、太田議員、小林議員）

(7) 人件費

手引で政務活動費の充当が不適当な経費とされているのは、本会議や委員会等への出席に要する費用弁償(旅費)である。本会議や委員会等への出席に要する旅費は、公費で費用弁償されているため政務活動費による2重の請求はできないという意味であり、請求人が主張するような本会議や委員会等で質問したりするためのテープ起こしや資料作成等は、県政に係る課題を調査するための調査研究活動であり、政務活動費を充当することに問題はない。

また、収支報告書に記載された業務内容の「会計実務」は、日本共産党奈良県会議員団の5議員の政務活動費の帳簿等の作成、5議員が立て替えたお金の出納業務、通帳管理等の経理事務補助の経費であり、こちらも政務活動費の充当に問題はない。

請求人は、「質問パネル作成、予算提案・検討、議会傍聴業務等」を政務活動以外の業務と錯誤しているので、現行手引の2ページに記載されている政務活動費の「目的・必要性」を引用する。

「県議会がその権能を十分に発揮するためには、会派・議員が、本会議や

委員会での質問、質疑、政争論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、また、そのためには、県の事務や地方行財政などの事項について、住民や知識経験者からの意見聴取や現場視察、あるいは資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっている。これには、意見聴取や現場視察などのために各種の経費が必要なことから、県が条例を定めることにより、その経費の一部を公費で負担しているところである。」

なお、議員活動における議会活動の区分については、全国都道府県議会議長会が開催した職員研修会においても「議会活動（登庁旅費）は費用弁償によって賄われる。」と明解に説明されている。これは議会活動の旅費については政務活動費を充当できないという意味である。

以上、議員活動に係る本会議、委員会、協議会等の活動に関連する業務（資料作成等）、会計実務、委員会テープ起こし等に要する経費は、政務活動費を充当できるものであり、請求人の主張は誤っている。

また、請求人は、派遣職員の業務は政務活動、政党活動、その他の3区分になるべきと主張しているが、本件人件費については、そもそも派遣職員が政務調査活動に従事した時間のみを日誌により明示し、政務活動費を充当しているため、人件費の中に政務活動以外の業務が入っていないのは明らかである。

よって、人件費への政務活動費の充当について、2分の1は違法な支出であるという請求人の主張は失当である。

第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 使途基準について

(1) 政務活動費の根拠規定について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めている。また、同条第15項は「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

(2) 政務活動費制度の趣旨について

平成17年11月10日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」と判示されている。

また、平成22年4月12日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによだねることとしている。」と判示されている。

そして、平成24年7月27日の大阪高裁の判決（同判決で確定）において、「議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費を支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されるところ、その裁量は、原則として尊重されるべきである。」と判示されている。

(3) 奈良県における政務活動費に関する条例等について

本県においては、奈良県条例第2条第1項で、「政務活動費は、会派及び議員

が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」とし、これを受けて、同条第2項で、政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしており、その経費の内容について、奈良県条例別表第1及び別表第2において定めている。そして、奈良県条例第10条第1項で、会派及び議員が議長に提出すべき収支報告書及びその添付書類について定めている。

また、奈良県条例で定める経費の内容をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成し、充当の上限を定める経費、実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めるとともに、政務活動費の充当が不適当な経費を明記している。

以上のとおり、本県においては、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に当たるか否かの基準は、奈良県条例及び手引で具体化されている。また、収支報告書の様式及びその添付書類は奈良県条例及び奈良県規程に定められている。これらの内容が、前記の政務活動費制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、本件各支出が県政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費に当たるか否かは、奈良県条例及び手引に基づいてその適合性を判断するのが相当である（平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨）。

2 使途基準適合性について

(1) 議会事務局が行った収支報告書等の確認について

議会事務局は、本件監査対象の政務活動費について、収支報告書の受領時に、領収書等を確認し、その内容が奈良県条例、奈良県規程及び手引に適合しているか否かの確認を行ったと説明している。

(2) 監査の視点について

平成21年12月17日の最高裁判所の判決において、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨については、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

平成27年3月26日の金沢地方裁判所の判決（平成27年9月2日の名古屋高裁の判決で確定）においては、原告において、当該政務調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、議員の側において、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があったものと解するのが相当である旨判示されている。

また、平成26年10月24日の和歌山地方裁判所の判決（平成27年7月30日大阪高裁の判決で確定）においては、政治活動の自由の性質にかんがみれば、政務調査費の支出については、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきであるから、使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告の反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである旨判示されている。

そして、奈良県議会においては、政務活動費の使途基準をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成した。

したがって、本件住民監査請求に係る政務活動費についての使途基準適合性の判断に当たっては、奈良県条例第10条及び奈良県規程第5条において議長に提出することが定められている収支報告書、領収書の写し、支払証明書等について、請求人が外形的事実を立証した場合には、監査において、議員等が奈良県条例及び手引に適合することを立証しているか否かを判断することとするのが相当である。

(3) 使途基準適合性の判断について

本件住民監査請求に係る主張内容をみると、16名の議員に関して、広報誌の広聴広報費、事務所賃借料等の事務所費、政務活動補助職員の人件費、合計9,984,348円について、使途基準に合致しないため、政務活動費の支出が認められない旨主張している。

ア 広聴広報費に係る政務活動費の充当について

(ア) 松本議員

請求人は、松本議員の広聴広報費について、同議員の広報誌(県政報告松本むねひろVOL3)の記事の内容は県政報告に係るものであるが、同議員の顔写真やカットが多く掲載されており、自己宣伝の要素が含まれていると見做さざるを得ず、広聴広報費の充当割合については、20%程度が違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)ア(ア)のとおり説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、当該広報誌の内容について調査したところ、当該広報誌の写真やカットについては、県政の施策等に係る情報の発信者を特定し、紹介するものとして議会活動等の記事と合理的な関連性があるものと認識することができる。

したがって、奈良県条例及び現行手引に反した支出とは認められない。

イ 事務所費に係る政務活動費の充当について

(ア) 井岡議員

請求人は、井岡議員の事務所費について、同議員の政務活動事務所と同じ建物内にある後援会事務所の使用実態が明確ではないこと、同議員のホームページに掲載されている「行動日記」の内容から、政務活動事務所において政務活動以外の活動が行われていることが立証されていることなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4 (6)イ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

(イ) 藤野議員

請求人は、藤野議員の事務所費について、同議員が発行している広報誌「ふじのレポート」が政務活動事務所の住所から発信されており、その広報誌に国民民主党に関わる記事がたびたび大きく掲載されていることや、同議員が国民民主党奈良県総支部の代表者であることなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4 (6)ウ(ア)のとおり、同議員から、広報誌の編集については政務活動に関する部分は政務活動事務所で、政党活動に関する部分は国民民主党奈良県総支部連合会でそれぞれ行われていることや、広報誌の発送については県政の課題等を県民に意見聴取を図るために送付する分は政務活動事務所から、国民民主党員に党の方針等を周知する場合は国民民主党奈良県総支部連合会からそれぞれ送付されていることなどを確認していると説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、また、同議員の雇用状況報告書等を確認するなどしたが、議会事務局の政務活動事務所における広報誌に係る業務の説明に不合理な点は特になく、同議員の政務活動事務所において政党活動の関連業務が行われてい

たということを認めるに足る根拠は見当たらない。

したがって、奈良県条例及び現行手引に反した支出とは認められない。

(ウ) 森山議員、大国議員、田尻議員

請求人は、森山議員、大国議員及び田尻議員の事務所費について、後援会事務所である各議員の自宅に後援会事務所の所在を示す看板等の表示がないことや、また、各議員のホームページに後援会事務所の案内がないことなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)エ(ア)、オ(ア)及びカ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

(エ) 奥山議員

請求人は、奥山議員の事務所費について、同議員の後援会事務所が普段は無人で、事務設備が整備されておらず、同議員の政務活動事務所が後援会事務所としても使用されていることが推認されることなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)キ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められ

ない。

(オ) 岩田議員

請求人は、岩田議員の事務所費について、同議員の配偶者が代表取締役を務める(株)真規から事務所を賃借していることは自己に対する支払と同義であることや、名古屋高裁等の判決が出ていることなどから、事務所費への政務活動費の充当は全て違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4 (6) ク (ア) のとおり説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、また、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、現行手引では「自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、又は同一生計者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出への充当は認めない。ただし、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。」と定められている。

したがって、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。

また、請求人は、他の地方公共団体に係る訴訟結果を、奈良県の政務活動費に関する使途基準の判断に引用し、違法性がある旨主張している。

しかし、法第100条第14項では、政務活動費の内容について、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」と定め、具体的には、各地方公共団体がそれぞれの地方公共団体の実情、各議会の状況等を勘案して調査活動を決定することができるよう、政務活動費を交付する場合には、条例で交付の対象、額及び交付の方法について定めることとしている。

したがって、法の制度の趣旨は、政務活動費の使途の内容については、それぞれの地方公共団体の実情、各議会の状況等を勘案して、個々に決定するものであると認められることから、他の地方公共団体の政務活動費に関する訴訟結果の判断基準が直ちに本県に当てはまると解することはできない。

(カ) 粒谷議員

請求人は、粒谷議員の事務所費について、政務活動事務所と後援会事務所である同議員の自宅との距離が僅か400mであることや、自宅に看板がなく、駐車スペースもないため、自宅を後援会事務所とする理由が見当たらないことなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)コ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

(キ) 小泉議員

請求人は、小泉議員の事務所費について、後援会事務所である同議員の自宅に後援会の所在を示す看板がないことや、同議員の政務活動事務所が市の中心部にあるなど広範囲の活動ができる条件が揃っているため、自宅を後援会事務所にする合理的な理由がないことなどから、事務所費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)サ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

ウ 人件費に係る政務活動費の充当について

(ア) 松本議員

請求人は、松本議員の人件費について、按分率を2分の1としているが、政治資金収支報告書の支出額は0円となっていることや、同議員の政務活動事務所が所在している建物内に、松本運送、後援会事務所が同居しており、経理事務を1人で担当する方が合理的と考え、職員を2人体制から1人体制に変更したと推察されることなどから、充当割合は3分の1程度が相当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)ア(i)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

(イ) 藤野議員、森山議員、田尻議員、奥山議員

請求人は、藤野議員、森山議員、田尻議員及び奥山議員の人件費について、事務所費に関して述べたとおり、政務活動事務所が後援会事務所と併用されていることから、人件費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)ウ(i)、エ(i)、カ(i)及びキ(i)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

(ウ) 和田議員

請求人は、和田議員の人件費について、同じ建物の2階に所在する政務活動事務所と、1階に所在する後援会事務所の電話番号が同じであることや、1階の後援会事務所が普段は無人であり、後援会の来客者は2階の政務活動事務所のインターホンで連絡し政務活動事務所の職員がその対応をしていることなどから、人件費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)ケ(ア)のとおり、同議員から、事務所において政務活動事務所の職員が後援会の来客者の対応をしているという事実はなく、後援会活動に係る業務には後援会の役員が従事していることを確認していると説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、また、同議員の雇用状況報告書を確認するなどしたが、議会事務局の政務活動事務所の使用状況の説明に不合理な点は特になく、平成30年度中に同議員の政務活動事務所の職員が後援会の来客者の対応をしていたということを認めるに足る根拠は見当たらない。

したがって、奈良県条例及び現行手引に反した支出とは認められない。

(エ) 日本共産党奈良県会議員団（山村議員、今井議員、宮本議員、太田議員、小林議員）

請求人は、日本共産党奈良県会議員団の5議員の人件費について、当該派遣職員に係る政務調査活動の報告書類に記載されている会計実務、委員会のテープおこし等の業務は、政務活動以外の活動であり、当該派遣職員が手引で充当が不適当とされている議員活動の業務に従事していると推認されることなどから、人件費への政務活動費の充当の2分の1が違法な支出である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4(6)シ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、また、請求人から提出された事実証明書を確認するなどしたが、手引において政務活動費の充当が不適当な経費とされているのは、本会議や委員会等への出席に要する費用弁償(旅費)であり、請求人が主張するような

委員会テープ起こしや資料作成等は、政務活動費の充当が適当な経費とされている調査研究活動である。

したがって、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。

上記 2 (3) のア(ア)、イ(イ)及びウ(ウ)のとおり、請求内容について、請求人から提出された監査請求書等及び請求人の陳述内容並びに議会事務局の説明及び議会事務局が提出を受けていた雇用状況報告書等の書類を調査したが、奈良県条例及び現行手引に反した支出があるとは認められない。

また、上記 2 (3) のイ(ア)、イ(ウ)、イ(エ)、イ(オ)、イ(カ)、イ(キ)、ウ(ア)、ウ(イ)及びウ(エ)に関しては、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。また、監査委員が、議会事務局の説明を聴取し、請求人から提出された事実証明書等を確認するなどしたが、奈良県条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実があるとは認められない。

したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。